

消基発第 123 号  
令和 4 年 3 月 30 日

各市町村長  
各消防補償等組合管理者  
各水防組合管理者  
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金  
常務理事 寺田 文彦

福祉事業等の取扱いについての一部改正について（通知）

福祉事業等の取扱いについて（昭和 61 年 2 月 13 日消基発第 92 号）の一部を下記のとおり改正するので通知します。

記

第 1 の 1 の (1) 中「理事長」を「基金」に改める。

第 1 の 2 の (2) のウ中「浣腸<sup>かん</sup>」を「浣腸」に改める。

第 1 の 2 の (8) 中「浣腸<sup>かん</sup>」を「浣腸」に改める。

第 1 の 2 の (9) 中「100 分の 104.8」を「100 分の 106」に、「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

第 1 の 4 の (2) のエのウ中「対象とする」の下に「ものとする」を加える。

第 1 の 4 の (2) のエのエ中「尿導」を「尿道」に改める。

第 1 の 4 の (2) のセのウ中「治療については、」の下に「原則として」を加える。

第 1 の 10 の (2) のア中「初発傷病が治ったときにおける障害等級（以下「初発等級」という。）」を「初発等級」に改める。

第 1 の 19 の (3) 中「浣腸<sup>かん</sup>」を「浣腸」に改める。